

四十八 動物性ステロール(魚油又はラノリンペヒツジの毛に付着するろろ様物質から得られた、高級アルコールと α -ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。)から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。)

四十九 ドクダミ抽出物(ドクダミの葉から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)

五十 トリアシルグリセロールリパーゼ

五十一 ニガキ抽出物(ニガキの幹枝又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするものをいう。)

五十二 ニガグッタ(ニガグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

五十三 ニガヨモギ抽出物(ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)

五十四 ニストース

五十五 ニウコウ(ニウコウの分泌液から得られた、 α -ボスウエリン酸及び β -ボスウエリン酸を主成分とするものをいう。)

五十六 ニンニク抽出物(ニンニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするものをいう。)

五十七 パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エクスステロイド及びサポニンを主成分とするものをいう。)

五十八 ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう。)

五十九 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)

六十 ビメンタ抽出物(ビメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう。)

六十一 ヘスペレチン

六十二 ベニノキ未色素(ベニノキの種子から得られた、ノルビキシシン及びビキシシンを主成分とするものをいう。)

六十三 ベネズエラチクル(ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

六十四 ペパー抽出物(コショウの果実から得られた、フェルペリン類を主成分とするものをいう。)

六十五 ホウセンカ抽出物(ホウセンカの全草から抽出して得られたものをいう。)

六十六 ホコツシ抽出物(ホコツシの種子から得られた、バクチオールを主成分とするものをいう。)

六十七 マツサランドバチヨコレート(マツサランドバチヨコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

六十八 マツサランドババタ(マツサランドババタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

六十九 メチルチオアデノシン(サッカロミセスから得られた、五-デヒドロキシ-五-メチルチオアデノシンを主成分とするものをいう。)

七十 モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう。)

七十一 モリン

七十二 モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラコシルトリアコンタニルアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)

七十三 油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

七十四 ユーカリ葉抽出物(ユーカリの葉から得られた、 β -ジケトン系を主成分とするものをいう。)

七十五 リンターセルロース(ワタの単毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)

七十六 レッチュデバカ(レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)

七十七 レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

七十八 レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ゲラニオール及びシトラールを主成分とするものをいう。)

七十九 ロシディンハ(ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

八十 ワサビ抽出物(ワサビの根茎又は葉から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。)

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十八日

特許庁長官 細野 哲弘

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第一(一)号	一般財団法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場二丁目2番15号 深川ギャザリア ウエスト3棟 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波二丁目26番1号 サンハイツ大和第三ビル

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十八日

防衛大臣 北澤 俊美

日時 平成二十二年六月一日から平成二十二年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域 硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二八度一五分一五秒
東経一四六度二九分四七秒

(イ) 北緯二五度二五分一六秒
東経一四七度三七分四七秒

(ウ) 北緯二五度〇〇分一六秒
東経一四七度三七分四七秒

(エ) 北緯二七度五五分一五秒
東経一四四度五七分四八秒

実施艦 自衛艦八隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十条第二項の規定により、

変更後の事務所の所在地		変更年月日	
変更前	野田 泰弘 林 篤	変更後	越智 洋 勢力 常史
	野田 泰弘 林 篤		越智 洋 勢力 常史
変更前		変更後	
小野田博志		小野田博志	
変更前		変更後	
藤原 博道		藤原 博道	
変更前		変更後	
兼氏 康博		兼氏 康博	
変更前		変更後	
平成二十二年四月二十日		平成二十二年五月一日	